# 2025 年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生 研究留学生 (大学推薦)

[一般枠、SATREPS 枠、e-ASIA 共同研究枠]

# <推薦に当たっての留意事項>

はじめに

2025 年度大学推薦による国費外国人留学生(研究留学生〔一般枠、SATREPS 枠、e-ASIA 共同研究枠〕)の推薦の際には、今回の募集関係書類一式だけでなく、国費外国人留学生制度実施要項等も確認すること。

○文部科学省ホームページ > 国費外国人留学生制度について > 実施要項等 <a href="https://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/ryugaku/06032818">https://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/ryugaku/06032818</a>. htm

本募集に関して不明点等があれば、文部科学省下記担当係まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で原則 E-mail にて問い合わせること。

〇文部科学省 高等教育局 参事官(国際担当)付 留学生交流室 国費留学生係 E-mail:ryuugaku(a)mext.go.jp ※(a)を@に変えて送信願います。

# 1. 採用者数について

#### (1) 一般枠

採用は 2025 年度予算成立をもって実施されるものであり、推薦された者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や予算の状況、研究計画内容及び調査書の内容 (大学間交流協定実績、私費外国人留学生の在籍状況、留学生の学位取得状況、外国人教員の割合)等を勘案し、採用人数を決定する。なお、その際は推薦順位上位の者から採用する。

## (2) SATREPS 枠·e-ASIA 共同研究枠

推薦された者について、推薦可能人数の範囲内で採用する。

※上記(1)及び(2)の各大学の推薦可能人数の詳細は「6.推薦可能人数」を参照のこと。

## 2. 推薦可能大学について

それぞれの枠における推薦可能大学は以下のとおり。ただし、2023 年度及び 2024 年度の連続する 2 年間において、出入国在留管理庁から「慎重審査対象校」に選定された大学は推薦できない(推薦を受け付けない)ので注意すること。

## (1)一般枠

全ての国公私立大学

## (2) SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠

国費外国人留学生制度(大学推薦)と、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が実施する「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム」(以下「SATREPS」という)又は「e-ASIA 共同研究プログラム」(以下「e-ASIA JRP」という)が連携し、参加大学が相手国・地域の機関から優秀な留学生を獲得するとともに、相手国・地域との持続的な研究交流・ネットワークの強化を図ることを目的とする。前者については SATREPS 枠、後者については e-ASIA 共同研究枠での推薦を受け付ける。

- ① SATREPS 枠 (大学以外の機関は不可) SATREPS に採択され、討議議事録 (R/D) を締結した課題に参加している大学。
- ② e-ASIA 共同研究枠 (大学以外の機関は不可) e-ASIA JRP に採択された課題に参加している大学。

# 3. 在籍課程

#### (1) 一般枠

正規生:大学院の修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程に在学する者。

非正規生:研究生、科目等履修生、聴講生等。正規課程への進学を目的としない場合は対象 外とする。なお、正規生へ進学する際には延長申請が必要となる。

- ※正規生で採用となった場合、非正規生への身分変更は認めない。そのため、入試等に合格し、正規生として入学することが確実な者のみ、「正規生」として推薦すること。
- ※非正規生として採用された者が、奨学金支給開始前に入試等に合格し、正規生に身分変更 することは可能。手続き方法は採用決定後に送付する取扱要領を確認すること。

#### (2) SATREPS 枠

原則として、大学院の博士課程(後期) (一貫制博士課程の場合は3年次)とし、非正規課程への在籍は認めない。ただし、国費外国人留学生制度及び SATREPS の趣旨、候補者が参画する研究課題の内容等に照らして特段の意義があると判断される場合は、受入れ後1年以内に博士課程(後期)へ入学することを条件として、非正規課程での在籍を認める。

#### (3) e-ASIA 共同研究枠

原則として、大学院の博士課程(後期) (一貫制博士課程の場合は3年次)とする。ただし、 国費外国人留学生制度及び e-ASIA JRP の趣旨、候補者が参画する採択課題の内容等に照らして特段の意義があると判断される場合には、修士課程、専門職学位課程若しくは博士課程(前期) (一貫制博士課程の場合は1年次)又は非正規課程での在籍を認める。

## 4. 奨学金支給期間

募集要項「3. 奨学金支給期間」のとおり。なお、奨学金支給開始時期が各学期の開始日の 関係で募集要項に定める時期により難い場合には、事前に相談すること。

SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠において非正規課程から在籍する者が正規課程に入学する際は、奨学金支給期間の延長申請を行うこと。なお、奨学金支給期間の延長が認められた場合には、標準修業年限に至る前に SATREPS 及び e-ASIA JRP の採択課題が終了した場合であっても、当該者の標準修業年限まで奨学金を受給することができる。

#### 5. 推薦対象者について

## (1) 一般枠、SATREPS 枠、e-ASIA 共同研究枠共通

優秀な留学生を獲得するため、現在社会人の者は最終学歴の学業成績係数、在学生は現在在籍する課程の学業成績係数が3点満点で2.30以上あり、奨学金支給期間中においてもこれを維持できる見込みであり、かつ募集要項「2.(6)語学能力」の条件を満たした者を対象とする。

- ※学業成績係数の算出方法の詳細については下記「7. (4)」を参照のこと。
- ※募集要項「2. (6)語学能力」の[英語①]で推薦する場合は、以下の点を留意するこ

ہ ع

- ①リスニング・リーディング・スピーキング・ライティングの4技能を計測できる試験で CEFR B2 相当以上のスコアを有していること。TOEIC については、TOEIC Rading & Listening 及び TOEIC Speaking & Writing 両方を受験し、4技能全てのスコアが CEFR B2 相当以上である場合は、語学能力 [英語①] として申請可能とする。
- ②技能別にスコアが算出される検定試験については、全ての技能のスコアが CEFR B2 相当以上であること。また、各能力のスコアを推薦調書に記載すること。
- ③2つ以上の検定試験結果を有している場合は、いずれか1つのみを推薦調書に記載する こと。
- ※日本語/英語能力を有していると受入大学において判断した者を推薦する場合(募集要項「2. (6)語学能力」の研究留学生[日本語③] [英語③]が該当)の提出書類について、募集要項「6. (3)提出書類等」※5のとおりであるが、判断の根拠となる書類の作成にあたっては、文部科学省ホームページに掲載しているQ&A16~18で指定された体裁・内容で作成すること。
- ※その他、語学能力条件に関し不明な点は文部科学省ホームページに掲載しているQ&A を参照のこと。

【国費外国人留学生(大学推薦)推薦者の語学要件について】 https://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/ryugaku/1421851.htm

#### (2) 一般枠

上記(1)に加えて、次のいずれかに該当する者を推薦すること。

- ① 大学間等交流協定に基づき相手国大学から公式に推薦を受けた者
- ② ①の場合以外で当該大学と交流実績(交流実績には、組織間交流以外の交流も含む)のある相手国大学の学長又は部科長相当以上の者からの公式の推薦を受けた者
- ③ その他、大学としては交流のない場合であっても、大学の教育・研究の向上に資する者 として受入れ大学の長が推薦する者

## (3) SATREPS 枠

上記(1)に加えて、SATREPS 採択課題の相手国において、SATREPS 採択課題に参加している機関に所属している者を推薦すること。

## (4) e-ASIA 共同研究枠

上記(1)に加えて、e-ASIA JRPの参加国の研究機関等に所属している者を推薦すること。

# 6. 推薦可能人数

# (1) 一般枠

下記表のとおりとする。

○2025 年度一般枠推薦可能人数

2023 年度私費外国人留学生(大学院)及び国費外国 人留学生(大学院)の合計数※	推薦可能人数
1 ~ 10	1
11 ~ 200	2
201 ~	3

※上記の外国人留学生数は(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」による

2023年5月1日現在の数とする。

## (2) SATREPS 枠

SATREPS に参加している全ての課題の合計で 10 人を上限とする。

#### (3) e-ASIA 共同研究枠

e-ASIA JRP に参加しているすべての課題の合計で5人を上限とする。ただし、候補者が e-ASIA JRP の参加国のうち、カンボジア、ミャンマー、ラオスの国籍を有する場合、前記5人に含めない形で、別に若干名の推薦を認める。

- ※SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠の申請に当たっては、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が実施する事前審査を受け、認められた者のみを推薦すること。事前審査については JST 又は AMED から各研究代表者宛に別途連絡がある。
  - ① SATREPS 枠 (医療分野以外)

    JST 国際部 SATREPS グループ 03-5214-8085

    https://www.jst.go.jp/global/index.html
  - ② SATREPS 枠(医療分野)

AMED 国際戦略推進部国際事業課 03-6870-2216 https://www.amed.go.jp/program/list/20/01/001.html

③ e-ASIA 共同研究枠(医療分野以外)
 JST 国際部 事業実施グループ 03-5214-7375
 <a href="https://www.jst.go.jp/inter/program/multilateral/e\_asia.html">https://www.jst.go.jp/inter/program/multilateral/e\_asia.html</a>
 https://www.the-easia.org/jrp/

④ e-ASIA 共同研究枠(医療分野) AMED 国際戦略推進部 国際事業課 03-6870-2216

https://www.amed.go.jp/program/list/20/01/003.html

## 7. 学内募集・選考等

- (1) 全般に関する事項
- ① 留学生の質の確保・向上という観点から、各大学において特に優秀な留学生の募集に努めること。
- ② 選考に当たっては全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により行うこととし、 募集・選考に関係する資料を申請書等と併せて提出すること。(募集要項「6. (3)」 を参照。)なお、候補者に対しては、当該大学教員が可能な限り面接を実施すること。 (面接が実施できない場合は、電話・メール等によるインタビューを適切に実施すること。)
- ③ 枠ごとに、推薦順位を付した上で推薦すること。

## (2) 【一般枠】推薦者の国籍構成に関する取扱い

一般枠は、「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ(令和5年5月)」において、当面特に留学生交流の促進が期待される重点地域からの外国人留学生の受入れを重視していることから、候補者は重点地域から推薦すること。重点地域外の候補者は推薦不可。

なお、重点地域の国については「(別紙様式1・2)推薦調書・推薦者一覧【一般枠等】」

の「学校番号・国番号」シートにて確認すること。

# (3) 【SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠】「特段の意義」を有する場合の推薦理由

SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠については、上記「3. (2)・(3)」に述べた「特段の意義」を有する場合、JST 及び AMED の実施する事前審査を受けるに際してそれを明らかにした上で、「国費外国人留学生(研究留学生)推薦調書【別紙様式1】」の「推薦理由」欄に必ず明記すること。

#### (4) 学業成績の算出方法

#### ① 算出対象となる学業成績

学業成績は正規課程の成績のみを用い、研究生等(非正規課程や日本語教育機関等)の成績を含めずに、現在社会人の者は最終学歴の学業成績係数、在学生は現在在籍する課程の学業成績係数を算出すること。

また、「総合成績評価報告書【別紙様式3】」の作成に要した書類は各大学において適切に保管するものとし、文部科学省の求めに応じて提出できるようにしておくこと。

## ② 算出手順

下表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算すること。

区 分	成 績 評 価				
4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		Α	В	С	F
4段階評価		100~80点	79~70点	69~60点	59点~
5段階評価	S	Α	В	С	F
5段階評価	Α	В	С	D	F
5段階評価	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点~
評価ポイント	3	3	2	1	0

# (計算式)

(「評価ポイント3の単位数」×3) + (「評価ポイント2の単位数」×2) + (「評価ポイント1の単位数」×1) + (「評価ポイント0の単位数」×0)

#### 総登録単位数

- (注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出すること。
- (注2) 編入学している場合は、編入学後の単位数を対象とすること。
- (注3) 上表の成績評価にない評価(例えば、「認定」、「合格」など) は対象としないこと。
- (注4) 学業成績係数に端数が出る場合は、小数点第3位以下を切り捨てること。
- (注 5) 上表の区分にない評価段階(例えば、「8 段階」、「10 段階」など)については、当該学生の成績表を発行した大学および現地政府等の公的機関において公式な換算表(100 点換算表など)があれば当換算表を用いて学業成績係数を算出すること。公式な換算表がない場合には、学業成績係数が算出不可の場合(下記(4)③)に従って対応すること。

## ③ 学業成績係数が算出不可の場合

学業成績係数の算出ができない場合は、算出できない理由とともに、学業成績係数が 2.30 以上に相当すると判断した根拠を下記推薦状に基づき「総合成績評価報告書【別紙様式3】」に記載し(例:〇〇研究科において成績順位が〇人中〇位のため上位 30%以内である、など)、以下の書類の写しを文部科学省に提出すること。これ以外の根拠は認めない。

• 募集要項「6. (3)②」の「シ 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状(受入れ予 定大学長あてのもの)」に、大学若しくは学部、又は大学院若しくは研究科での成績順位 が上位30%以内であるとみなされることが記載されているもの

なお、計算の結果、<u>学業成績係数が 2.30 未満の者</u>を推薦することは、上記推薦状提出をもってしても認めない。

## 8. 推薦にあたっての留意事項

(1)複数の大学による同一人物の 2025 年度日本政府(文部科学省) 奨学金留学生 研究留学生 (大学推薦) への重複推薦は認めない。また、日本政府及び日本政府関係機関拠出の奨学金・フェローシップ等との併給は認めない。重複申請又は併給が判明した場合、その候補者に かかる全ての推薦を受理しない。また、大学の推薦方法に問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わないこともある。

#### <重複推薦の例>

- ア. 同一人物について、A大学から 2025 年度大学推薦(一般枠)により、B大学から 2025 年度大学推薦(特別枠)によりそれぞれ推薦
- イ. 同一人物について、本人がA大使館へ 2025 年度大使館推薦(教員研修留学生)に申請し、B大学から文部科学省へ 2025 年度大学推薦(一般枠)により推薦

重複推薦を防ぐため、文部科学省への推薦前に推薦予定者に対し、学内選考の結果「2025年度奨学金支給開始」の「日本政府(文部科学省)奨学金制度のプログラム」に推薦予定であること及び文部科学省へ重複推薦された場合は全てのプログラムにおいて国費外国人留学生に採用されないことを通知し、当該大学から推薦される意思があるかメールや書面等記録の残る形で確認した上で推薦すること。

- (2) 「大学及び公的研究機関における輸出管理について(依頼)」(平成 29 年 11 月 6 日付け 29 文科高第 645 号)及び「大学及び研究機関等における安全保障貿易管理の徹底について (依頼)」(令和 4 年 3 月 8 日付け 3 文科高第 1374 号)を十分認識の上、大量破壊兵器等の 製造・開発に転用される恐れのある研究分野を希望する候補者については、当人の研究計画 及び学習背景について面接等により十分に確認し、推薦を行わないこと。その際、経済産業 省が発出する「外国ユーザーリスト」や「安全保障貿易に関する機微技術管理ガイダンス」 等に留意すること。
  - 〇大学及び公的研究機関における輸出管理について(依頼) 【平成29年11月6日付け29 文科高第645号】

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/1398533.htm

- 〇大学及び研究機関等における安全保障貿易管理の徹底について(依頼) 【令和4年3月8日付け3文科高第1374号】
  - https://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/mext\_00048.html
- ○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\_jishukanri03.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\_jishukanri03.pdf</a>
- ○国際連合安全保障理事会決議第2231号の履行について(依頼) 【平成28年1月28

日付け27 文科際第160 号】

https://www.naist.jp/research/files/rikou.pdf

〇外国ユーザーリスト (令和4年11月14日)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/20221104-3.pdf

- (3) ロシア、ベラルーシ国籍の推薦者については、当該学生の学問分野等が、我が国のとる対露制裁との関係で問題があると判断した場合には不採用とするため、当該国籍国の学生を推薦する際にはあらかじめ留意すること。
- (4) ミャンマーからの被推薦者については、現下のミャンマー情勢に鑑み、慎重に検討する必要があるところ、我が国の対ミャンマー政策との関係で問題があると判断した場合には不採用とする可能性がある。
- 9. 文部科学省への推薦について
- (1) 申請書類のうち様式が指定されているものについては、必ず文部科学省のホームページに 掲載する最新の様式を使用すること。
- (2) 文部科学省への提出書類のうち、「国費外国人留学生推薦調書【別紙様式1】」及び「推薦者一覧【別紙様式2】」については、電子データも提出期間中にメールで提出すること。 メール件名及びファイル名は以下のとおり付すこと。

# 【メール】

大学番号(6桁) + 大学推薦 + 大学名 + (研究) (例) 123456 大学推薦〇〇大学(研究)

【ファイル】 ※一般枠、SATREPS 枠、e-ASIA 共同研究枠ごとに分けること。 大学番号(6桁) + 大学推薦 + 大学名 + (研究 + 推薦枠名称) (例) 123456 大学推薦〇〇大学(研究一般)

- (3) 「調査書【別紙様式4】」については、各大学の採用人数を決定する際に考慮するので、 必要事項を記入の上、提出すること。
- (4) 候補者の氏名(中国籍の者は必ず漢字表記を付すこと。電子データで漢字が表記できない場合はカタカナ表記とすること。)、生年月日、国籍、性別、住所等については、査証申請・入国管理手続きの観点から、誤記が無いよう十分に注意すること。なお、氏名、生年月日、国籍及び性別についてはパスポート記載情報と相違が無いよう、必ず複数人で確認を行うこと。
- (5) 「募集要項 6. (3) ①文部科学省への提出書類」ア〜キは、公文書に添付すること。公文書は推薦枠ごとに 1 枚とすること。
- (6) 「カ 申請書」及び「キ 専攻分野及び研究計画」は、それぞれ個人ごとに左肩ホチキス 止めし、大学単位で提出する書類を別紙様式番号順に並べ(イ $\rightarrow$ エ $\rightarrow$ オ)、その直後に申請 者ごとに提出する書類を推薦順位順に並べた上で別紙様式番号順(ア $\rightarrow$ ウ $\rightarrow$ カ&キ)に並べ、

枠ごとにまとめて角2封筒に封入すること。上記7. (4)③のケースで「シ 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状」を提出する場合は、「ウ 総合成績評価報告書」の直後に並べること。

(7) 封筒の表に、「大学番号 (6桁) 大学推薦 (一般枠・SATREPS 枠・e-ASIA 共同研究枠の別) 申請書類在中」と朱書きすること。また、<u>必ず一般枠・SATREPS 枠・e-ASIA 共同研究枠ごと</u>に封筒を分けること。

## (8) 申請書類の提出期間

提出期間:

一般枠: 2025 年 2 月 21 日 (金) ~ 2025 年 3 月 4 日 (火) 必着

SATREPS 枠 · e-ASIA 枠: 2025 年 3 月 12 日 (水) ~ 2025 年 3 月 21 日 (金) 必着

- ※募集枠によって提出期間が異なるため、十分注意すること。上記申請期間外に送付された 書類については、いかなる理由があっても審査に付さない。
- ※提出期間終了後の書類提出、提出後の書類差し替え、申請取り下げ、追加申請及び推薦順位の変更は認めない。

## (9) 申請書類の提出先

提出先は2025年2月7日(金)頃までに、文部科学省ホームページの「2025年度大学推薦による国費外国人留学生(研究留学生[一般枠等])の募集について」ページに掲載する。

- ※ 書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。
- ※ 上記の提出期間中に提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、天災及び突発的な戦乱等の特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合には、遅延が判明した時点で文部科学省へ相談すること。
- ※ 電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワード については、(独)日本学生支援機構が発出した「2024年度国費外国人留学生に係る事 務処理について(通知)」(令和6年3月1日付け学支国奨第347号)にて通知したパ スワードを設定すること。

## 10. 結果通知等

- (1) 結果通知については、<u>2025 年6月中旬(予定)</u>を目途に推薦のあった大学に対し文書にて 通知する。
- (2) 申請書類の提出期限以降、結果通知前までに辞退の意思がある者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。
- (3) 大学推薦による採用者は、当該大学で教育・研究指導を受けることを条件とし、他大学への進学・転学は認めていないので予め候補者に周知すること。国費外国人留学生として他大学への進学が認められている大使館推薦と混同しないよう、採用時のみではなく、進学に関わる入試時期にも重ねて周知徹底すること。
- (4) 2016 年度募集より、個人情報についての規定を設けている。日本政府の実施する留学生事業(就職支援、留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善)への利用及び外国人留

学生の受け入れ促進に向けた広報への利用を目的として想定している。例年採用時に提出を 求める誓約書にて承諾を求めるため、予め候補者に周知すること。

(5) 大学推薦により採用された者の教育費(入学金、検定料、授業料等)は、受入大学が負担すること。